

加害者の中にある被害者性についての 臨床心理学的検討

—押しつけられた罪悪感を手がかりに—

田 中 健 夫

司法・矯正臨床領域において、“加害者の中にある被害者性”が実践的課題として取り上げられてきている。2011年の日本司法福祉学会全国集会では、「被害～加害～被害—虐待と非行・犯罪への司法福祉実践を考える」という大会テーマのもと、2つのシンポジウム：「虐待から非行への移行」「非行の背景にある子どもの傷つき」が開かれている。また、2018年の『臨床心理学 18 (5)』（金剛出版）では「加害と被害の関係性」という特集が生まれ、2020年11月の日本犯罪心理学会では大会テーマ：「加害と被害」のもと、被害体験と加害行動からの回復のための対話と場の設定が議論された。虐待やDV臨床においては、全国児童自立支援施設協議会の機関誌『非行問題 207』（2001）で「非行の背景にあるもの・虐待」が、『アディクションと家族 17(3)』（2000）では「性暴力とDV～加害者治療の可能性を探る」という特集が組まれて加害者の背景にある被害者性について論じられ、虐待の世代間伝達や、DV加害者が根深い被害者意識に満ちていること（信田；2008, 2012）が指摘されてきた。

このように、加害行為に至った者にある被害体験と被害者意識をいかに理解し取り扱っていくのかは心理臨床実践において、とりわけ司法・矯正や児童福祉領域、家族臨床において重要な実践的課題である。ひるがえって、加害者性と被害者性にまつわる現象は日常的で、身近に体験されるものでもある。被害者性と加害者性の交錯、主体感覚の混乱と罪悪感、それらを起点とするさらなる行動化もみられる。このことを、まずはふたつの例—心理相談事例と発達心理学者による質的研究—から示すことにする。

1-1 心理相談の例

DV 加害男性による初回面接における語りである（内容は適宜改変した）。30 代後半のクライアントは初回面接でこのように述べた。

「ほぼ1ヶ月前のできごと。5歳の息子がふざけて『パパ太ってるね』と言ってきたときに頭をちょっと押したのを、後になって妻からそれはDVだと言われた。そんなつもりはなく軽く押しただけだったのに、あれよあれよという間に、息子が拒否していると私は家を追い出されることになった。『パパは気づいていないかもしれないけど、私にもDVをしていた』とも妻に言われたが納得できない。確かに一度だけ手に持っているものを、本だったかな、それを床に投げつけたことがあったが、それだけだ。」「妻は、『息子がパパと一緒に住むのは怖いと言っている』と言うが、今はLINEの一方通行でしか妻には連絡できず、既読がついたことしかわからない。反応がないので、実際のところはわからない。」「離婚も考えていると脅されている。」「この前たまたまネットの記事を読んでいて、自分は愛着障害だったことに気づいた。父母は私の前でひどい言い合いの喧嘩をして母親はいつも泣いていたし、私が高校生になると喧嘩は減ったけれども母親の愚痴をずっと聞かされた。自分の話を聞いてもらった記憶はない。こういうのは愛着障害ではないのか。そういう過去が、DVと言われることと関係があるように思う。どこから考えていったらいいのかわからない。…夜中にふと気づくと、何度も妻に電話を掛けてしまっている。」

子どもや妻への加害行為に対する内省は、何層にもわたる被害者意識によって覆い隠されている。自分のしたこと以上に責任を問われていると感じる理不尽さ、自分の行為をひとりて振り返るように強制され、主体的な選択が制限されたと受けとる迫害感が前景化して体験されており、こうした思いは募っていた。それに加えて、幼少期の剥奪体験の想起と、愛着障害ゆえに今回の事態が引き起こされたという因果関係による把握は、憤懣と混乱（「どこから考えていったらいいのかわからない」）を喚起し、さらなる行動化（夜中の電話）にもつながっていた。加害行為の事実とその結果を、想起

された剥奪体験や被害感と混交させずに適切にみつめていくという課題にたちまち直面した。

さらに話を聴いていくと、クライアントは心理相談に何らかのニーズを感じて来てはいるものの、どうしたいという主体性が見失われているかのようだった。面接では、語りの一つひとつが誰に由来する気持ち・思考なのかを識別し、みずから考えて選択していくための地盤づくりをすることが、まずはめざされた。過去の剥奪体験をそのひな型とする“自分の気持ちに目を向ける人の不在”という対象関係は、連絡をしても返信することを拒絶する妻や、面接者との心理面接でのその後の関係性においても現在進行形でできごととして体験されていった。

1-2 発達心理学者による研究から

次は、沼田（2018）による、発達障害児をもつ母親を調査対象者とした質的研究である。より身近なものと感じられるであろう母親の語りを引用する。

「あの子（A）のせいで私の生活めっちゃくちゃだっという気持ちは今もあるんですよ。仕事から帰ってくると家のなかめっちゃくちゃで、それを片付けるのに1時間かかったり、書類を書くのにつきっきりで4時間かかったりとか。」「でもやっぱり、A（発達障害をもつ高校生）は下の子（弟）の方がかわいいたらうって言って。そのことで私を恨んでいますね。（弟の子育てのエピソードを語る）子どもとして平等に愛情を注げなかったって思いもあるし、発達障害のレッテルを貼ってしまったのは私だって。病院に連れて行かない親御さんっているじゃないですか。そしたら ADHD っていう言葉すら知らずに育つわけですよ。その方がよかったのかなって思う瞬間もあるんです。でも、そうじゃなかったら、私はこの子になにをしたかわからないって。」

母親は、A を病院に連れていく選択をして「発達障害のレッテルを貼ったり、「平等に愛情を注げなかった」という罪悪感を語りながら、A のせいで自分の生活がめっちゃくちゃだという気持ちも同時に述べた。相談したカウンセラーに、「加害者にも被害者にもなるのをやめましょう」と言われたエ

ピソードを述べるが、わかってもらえないからこれまで誰にも話さないでいたことが続けて語られた。

沼田はこの母親の一連の語りを分析して、母親規範による占領と免責、身体レベルの混迷という概念化によって考察を進めている。そして、加害者であり被害者という意識のもと、誰の痛みか（子なのか母親なのか）という主体の区別のつかなさがあること、子育てのなかの傷つき（被傷性）を想定したとき、「ぐちゃぐちゃ」な生活体験を概念的な物語に、母親が自分の声で構築していくことになら他者は寄り添えるのではないかとまとめている。研究者も調査対象者の語りに深く巻き込まれていくが、こうした対話の意味についても考察を加えている。

心理相談においても、母親のこのような語りに出会うことは少なくない。誰の痛みかという問いのもつれ、罪悪感の輪郭のなさ、主体感覚が身体レベルまで脅かされるという語りにもなじみがある。実践的には、面接者の中に起きてくる逆転移を丹念に観察しその吟味を手がかりにしながら、クライアント自身による物語の再構築を支えるということが課題となる。

1-3 加害-被害という概念化

以上、ふたつの例によって、加害と被害および外的事実と主観的事実の錯綜、押しつけられたような罪悪感が体験されること、事態の輪郭／全容のとらえにくさ、これらを由来とする混乱の感覚が主体をおびやかす、ときにそれは行動化へと結びつくことを示してきた。通常私たちは、ここに挙げたような現象を他の概念化によってとらえて、あるいは概念化せずに経験している。つまり、加害者性と被害者性というテーマは、子育てや夫婦関係などの親密な関係性のなかで経験する日常との連続性をもつ一方で、加害者臨床（臨床群）における被害者性の理解と取り扱いは、加害行為による発散・解消をさせないことが第一にめざされるという点で質的に異なっている。

加害-被害という枠組で考えることが、思考を制限したり、現象の包括的な把握よりはある部分への過度な焦点化になりかねない可能性にも留意して

おきたい。まずは次節で「被害者性」にまつわる概念の整理をする。

2. 概念整理と本稿における焦点

加害者／被害者という概念は心理学的な範疇の概念ではなく、むしろ倫理であり法律である（エルマン，2012）。精神科医で精神分析家のエルマンはまた、「加害者と被害者という関係が、あまりに単純に扱われることもあれば、あまりにも難しく考えられる傾向もある」と述べたうえで、こういう現象が起きた原因と、現在のこういう現象の内的側面と外的側面の関係を現象の次元で追求していくことが重要であると指摘する（同書 p. 224）。

それでは、臨床心理学における課題をどのようにとらえることができるだろうか。表1に、加害-被害にまつわる現象の「現在の問題」と、それに関連する「心理的な課題」について整理を試みた。

表1 加害-被害にまつわる現在の問題と心理的な課題

現在の問題	心理的な課題
加害者の更生	加害行為の事実とその結果をみつめる（「加害者性の確立」）。目を逸らしてしまう内省のできなさ、不安や欲求不安を思考ではなく行動化で扱う心的機序についての理解のもと、そうしたパーソナリティの矯正や治療をおこなう。
加害者の中にある被害体験の取り扱い	過去の被虐待、いじめや暴力などの被害体験は、加害行為にいかに関連している／していないか。被害者が加害者に転ずる機序はどのようなものか。被害体験のケアをどのタイミングで、どのようにするか（そもそもケアをするのか）。
加害者の中にある被害者意識の取り扱い	自分（こそ）が被害者だという主観的なとらえ方や感情は、ただ否定してもその変容は困難である。内省を妨げるものとして、被害者意識の性質や起源、および行動化につながる機序を理解しながら、取り扱っていく。
被害者の中にある加害者意識の取り扱い	親密な関係性において暴力や虐待を受ける経験を通して被害（経験）者がもってしまうものであり、蒙った被害のケアへと主体を向かわせることを妨げうる。「被害者性の確立」という課題がある。

2-1 加害者性の確立

みずからを加害者と認識すること（「加害者性の確立」）そのものが、司法・矯正領域でもDVなどの加害者臨床でも臨床的関与の主たる目標となりうる。それは、加害行為の事実とその結果（被害者に及ぼした影響）について、目を逸らすことなく自分の問題としてみつめることである。内省力を育む、行動化せずに衝動や不安・欲求不満を思考で扱えるようになる、あるいは怒りのマネジメントという課題でもある。そして「加害者性の確立」には、心理相談の例（1-1）でも示したように、加害者の中にある被害者性の理解とその扱いが密接に関連している。

2-2 加害者の中にある被害者性

加害者の中にある被害者性というテーマは、例えば、『加害者臨床』（廣井編，2012）において鍵概念として繰り返し言及されている。しかしながら「被害者性」は明確に定義されないまま、各論者によってさまざまな意味合いで用いられている一虐待やいじめなどの過去の被害体験、自分を被害者の立場に置こうとする傾向、被敵対や迫害感などを含む被害者意識などである。あるいは、発達障害者の常同的な行動様式がたまたま遮られてパニックを引き起こしたことも被害者性の例に挙げられている。同書所収の論文で信田は、DV加害者が表出する2つの被害者性（妻からの被害者、親からの虐待被害者）を区別したうえで、被害者の課題としての「被害者性の構築」を指摘する。つまり、DV被害者は私が悪いという加害者意識をもっており、彼女らにとっては認知の転換、すなわち「私に責任はない、なぜなら夫から被害を受けたから」という認知の獲得が、回復の大きな柱になると述べる。

以上をふまえると「被害者性」には、加害者の中にある①過去の被害体験、②被害者意識、そして被害者のなかに構築されるべき③自分が被害者であるという自己認識、があると整理できる。加害者の中にある被害者性は①②であり、これらを識別していかなければならない。

加害者の過去の人生史における被害体験（①）に目を向けることの重要性

は、これまで繰り返し指摘されてきた。加害者の過去の被害経験率は、たとえば被虐待でみると、児童自立支援施設収容児童の 58.5%（厚生労働省，2015）、あるいは少年院在院者の約 50%（法務総合研究所，2001）が経験ありというように高い割合を示している。被害体験に目を向けていくことが加害行為の内省を妨げたりその免罪とならないかは臨床家にとって実践的かつ切実な問いであるが、「責任について考え／責任を果たすこと」が重要な手がかりとなる（ジェンキンス，1990/2014；村尾，2012；毛利，2016）。なお、本稿では触れないが、被害者が加害者に転ずる機序についても、現象のさまざまなレベルから説明がなされてきている。

以上とともに、被害者意識（②）の理解とケアが非行臨床では最も重要（村尾，2012 ほか）という指摘もされてきた。加害者の中にある被害体験と被害者意識は必ずしも対応せずに独立した起源をもち、加害行為とも固有の関連がある。

2-3 関連する諸問題と本稿の焦点

臨床的営為においては、クライアントの内的世界と、面接者が抱える加害者性や被害者性との交絡は起こりうる。こうした問題は、たとえば分析心理学において「傷ついた治療者」元型と「力への志向」との関連で検討され、内省されてきた（グッゲンビュール-クレイグ，1978/1981 ほか）。「元型の一方の極を抑圧することが（治療者に）全く逆の状況を引き起こす」、すなわち分裂した二つの元型の緊張に耐えられないと、「卑小な暴君」としてふるまうような行動化が起こりうる。

ソーシャルワークにおいて、日本はなぜ「自身の加害性の認識」という観点が弱いのかと問う社会学者の上野（2017）は、資格制度化の遅さと社会政策や制度という「ソーシャルなもの」に深く埋め込まれた拘束のきつさを指摘する。日本の臨床心理学の現状にもオーバーラップする言及である。こうした批判的な問い直しは、心理検査や心理的介入がもつ加害性として、そして資格問題との関連でラディカルに内省されてきた歴史があるが、その探究は

学界レベルではスプリットしたままである。臨床実践においては、心理面接者自身の個人分析で取り組まれ、それぞれにとっての意味の吟味を経由して、こうしたテーマは臨床家が利用できるひとつの心的リソースとなっていく。

本稿の後半では、加害者の中にある被害者性の、とくに被害者意識に焦点づけて、“押しつけられた罪悪感”を手がかりに考えてみたい。

3. 被害者意識の起源としての罪悪感

罪悪感とは、心理臨床実践において、なかでも精神分析においては中核的なテーマとして位置づけられ探索が続けられてきた。ラプランシュ・ポンタリス(1967/1977)の『精神分析用語辞典』では、「精神分析でつかわれるひじょうに幅広い意味をもった言葉」と冒頭で示され、「精神分析は、この罪責感を、失敗行為や、犯罪行為や、主体が自らに加える苦痛感等を説明する、無意識の動機づけの体系としている」と解説されている。罪責感とは、「犯行の結果ではなく、動機であり、より根源的な意味をもつと示唆されている。

Grinberg(1964)は罪悪感を、原初的で死の本能に関連した迫害的罪悪感と、生の本能に関連した抑うつ的罪悪感として区別した。妙木(2009)はこの分類をさらに拡張し、自虐-迫害と神経症-精神病という2軸から罪悪感の諸形態を整理している；迫害的罪悪感、抑うつ的罪悪感、押しつけられた罪悪感、償いとしての罪悪感、生き残った罪悪感(サヴァイバーズ・ギルト)、自虐性、である。その他にも、小此木(2002)では、古澤平作の処罰恐れ型とゆるされ型(懺悔心)、土居健郎の「いけない」型と「すまない」型が挙げられ、北山・山下(2009)では各論者の視点からサブタイプの新たな概念化のもと検討されている。これが罪悪感という概念の興行ととらえがたさであり、罪悪感を論じることは「人」を論じること(前掲書、p. 27)なのでもあろう。まずは、パーソナリティ類型についてのフロイトの記述、「攻撃者への同一化」と自己変容による大人の罪悪感の内面化を記述したフェレンツィおよび関連する論考、そして日本の精神分析家による探索を概

観し、押しつけられた罪悪感の行動化という観点から検討していく。

3-1 罪の意識ゆえに罪を犯す人間

フロイト（1916/2010）は、分析作業の中できわだってくる性格類型についての論文で、「罪の意識ゆえに罪をおかす人間」を取り上げている。どこからともなく迫ってくる罪の意識に苦しんでいた人が、悪事を働くことによってその圧力が弱まり、罪の意識は収納される。禁止されている行為の実行は心の負担軽減に結びつくという。これは心的エネルギーの循環・配分を仮定する経済論的観点にもとづき、代償的な罰によって罪悪感とのバランスを取りたいという内的なニードを叙述したものである。そして罪責の源泉は、エディプス・コンプレックスにあると指摘する。

同論文でフロイトは、これまで理不尽に不自由な思いをしてきたと感じている「例外人」も詳しく叙述している。塚本（1994）はこれに関連して、「運命を告発し、損害賠償を請求できる権利を保有し続け」ながら、権利の行使は抑制して「孤独で平静な力の意識を得ようとする心理構造」をタントロス・コンプレックスと名づけた。憎悪を肥大させる否定性への着目である。必ずしもこれは行動化とは結びつかないが、「墮ちることが見返すことになる」という家庭内暴力の事例が紹介されている。

心の働き方の二様式を定式化したフロイト（1911/2009）と、情動的経験としての知ろうとすることの連結（linking）とその障害を述べたピオン（1962/1999）を参照すると、心の内側にある衝動や不安は、認識できるものに変換されてはじめて心に置くことができ、思考によって扱うことができる。しかしこの過程には心的苦痛が伴われるために、あらゆる方法でそれは回避される。ここでの防衛が無意識的な罪悪感となり、行動上の障害や発散へとつながる。これは、不安が心の中に納まりどころを得ないことの防衛が罪悪感を生むというものであり、先行する罪責感ゆえに罪を犯すという機序とは区別されるものである。

3-2 自己変容性同一化による大人の罪悪感の内面化

フェレンツィは、アンナ・フロイトが定式化した防衛機制とは異なる「攻撃者への同一化」を概念化して、本来は攻撃者のものであった罪悪感を内面化していく過程を描写した。

子どもは、虐待を生き延びるために親（攻撃者）の面倒をみようとする。「攻撃者のあらゆる欲望の動きを汲み取り、（自己を）それに従わせる」（1933/2007）のだが、それが不首尾に終わった無力感と親がそれに気づいたという失望から虐待という事態を引き受ける。すなわち、自己変容性（auto-plastic）同一化によって大人の罪悪感を取り入れ、自分の内面を変える「ある種の擬態」の常態化により「適応」しようとする。子どもは、攻撃者を心の内部に位置づけることによってひどい混乱を感じ、「まったく無実と思いながら同時に罪を感じる」ように引き裂かれ、自らの感覚への信頼までが破壊される。こうしたフェレンツィの考察は、現在における「解離」の描写へとつながっていくのだが、子どものもちこたえる能力を超えた、外傷性の無力感と取り入れられた罪悪感はスプリットしたまま保持され、そうしたありかたは発達の中でパーソナリティに組み込まれていく。『臨床日記』では、「行為に及んだあとの権威者の態度（沈黙、否定、不安げな態度）から、自分は共犯者であり罪があると子どもは思わされることになる」と述べられている（1985/2000）。内面化した親の罪悪感により、正当に親を責める代わりに自分を責めることになり、それは行為主体がもつ自発性の感覚をも麻痺させる。こうした機制とそれがもたらす病理は、重篤な外傷性患者との精神分析でみいだされたものだが、Frankel（2002）は、加害者との習慣的な同一化は、重篤なトラウマを蒙っていない人にも頻繁に起こると指摘する。それは弱い立場にある人が用いる典型的な戦術であり、無意識的に強者と共謀して不安の領域を避けるとされる。

自己変容性同一化は取り入れ同一化の一種であるが、迫害的な対象を取り入れてもっぱら内面で抱え込み、投影は限局化される。こうした状態が解離的に維持されることを Howell（2014）は指摘し、外傷によって自動的に開

始される第一段階と、その反復的な活性化と使用により防衛的・目的的になされるようになる第二段階の同一化を区別した。このプロセスを通して、被害者の部分と加害者の部分という2つの自己の構造を解離的に併存させるようになり、それは境界性パーソナリティ障害の「安定した不安定状態」をつくりだすとともに、被害者-加害者という間での揺らぎは、安全感や安心を求める際のひとつの目的のようなものを提供してそれに没頭してしまうと述べている。この揺れのなかで、内面化した攻撃者の罪悪感の異物性が突出したときに、行動による解消の試みがなされるのかもしれない。

3-3 押しつけられた罪悪感

心の成長に関連する「抑うつ的な罪悪感」とは異なる、迫害的な「押しつけられた罪悪感」が、日本の臨床においては取り上げられている。北山(2002, 2009)は、「押しつけられた罪悪感」を、環境側が脆弱で傷つきやすく、乳幼児の攻撃や貪欲な要求に耐えられない場合、乳幼児に抱えることのできる罪以上の罪が生じることとして説明する。強い攻撃性と過剰な投影を背景にすること、そして「恩着せがましい育児」や、「見るなの禁止」を破った「すまない」への同一化、日本ならではの「ゆるされ型罪悪感」など、北山はその日本語臨床感覚のもと罪悪感を強める要因を例示している。母親対象を傷つけることでももとの欲望がかなえられ、ゆるされ、そこに居続けるということが生む罪悪感であり、抱えられる以上のものを負わされたことが「押しつけられた」と感じることの中核にある。このような罪悪感が生み出す防衛的で適応的な性格として、「自虐的世話役」との関連が検討されている。

松木(2002)は、やっかいな子だと親から咎め続けられた、あるいは見捨てられるという強烈な不安を喚起させられた、精神分析治療の2症例を通して「押しつけられた罪悪感」を考察している。対象が押し込んできた、未熟な自己にはもちこたえられない“考える人のいない考え”は、無理に持ち込まれた異物として苦しめるものであり、病的抑うつ感や強迫行為を引き起

こしていた。無意識のかたちを取る罪悪感においても、情緒としての成熟過程があることを治療経過の中で詳述している。鈴木（2002）も、「出来そこない」の「いらぬ子」の自分であり、ゆえに虐待行為を受けたという誤った考え（mis-concept）のもと、母親自身の婚家での迫害感情が心に押し込まれて無意識の迫害的罪悪感が強められていった精神分析の事例を報告している。この無意識的な罪悪感によって症状形成がなされていることを患者が意識化し、抱えることが可能なものとして治療者との間で繰り返し扱われることが必要であると指摘する。

以上のような精神分析臨床にもとづいた指摘は、抱える心的環境（コンテイナー）の機能不全を背景に、投影同一化を通して無意識的罪悪感が迫害性を増していった症例によるものである。治療プロセスにおいて、わけのわからない経験が面接者とともに繰り返し考えられることにより、罪悪感の心の中に置かれ、自分で抱えられるように変容していった経過があり、「罪悪感を発達させる」（松木，2002）という対象関係論の発想は重要な視点をもたらす。

3-4 臨床的関与について

被害者意識の起源を罪悪感という観点からみてきたが、その取り扱いにはどのような配慮や工夫が必要であろうか。

まずは、わけのわからないものを、相手（臨床家）との関係の中に出すことを助け、その内実の理解の手がかりとすることである。子どものトラウマ臨床に携わるポストンら（2006）は、心理療法の技法上の工夫を、「患者の怒りや批判を表現させることで、患者がこの混乱から抜け出す時間を与えること」と述べる。それは、「しばしば完璧なまでに歪められた分析家のイメージを患者がオープンにすることを手助け」する。養育者やおとな（抱えてくれる環境）に対する歪みを表現し、混乱した被害感と加害意識の輪郭を転移-逆転移の吟味を通して明らかにするということである。こうした関与は、矯正教育の施設内処遇においても、集団の中に現れた問題行動に対し

て児童がどうふるまったか、そこでの責任性の認識を手がかりに、それぞれの児童の中にある加害的な部分への気づきを促すという実践を通しても行われている（田中・今村，2017）。刑務所の治療共同体における実践でも、安全な環境のもとで時間をかけて加害者の中にある被害体験とそれにまつわる感情を扱うとともに、今ここでの「再演」と思われる問題と関連づけて働きかけていくことが重要（毛利，2014, 2016）だとされる。また、奥寺（2016）が指摘するように、患者自身の言葉と親の言葉とが区別されずに発せられている「親（の罪悪感）」が心に棲んでいる病理がみられるときは、患者が考えている筋道を把握するための介入をすることが有効である。

さらには、スプリットされた攻撃的なものの取り扱いでの配慮が求められる。子どもが自分のことを犠牲者と同一化しているときに、表出された攻撃的で暴力的な行動に注意を向けることが、その子どもにとっては傷の上にさらに侮辱を与えられるような、不公平な告発と感じられるかもしれないとポストン（2006）は指摘する。また、Safá-Gerard（1998）は、罪悪感に対する防衛を扱う解釈が、患者が罪悪感に耐えることを助けることにならず、それは行動化につながりかねないことを事例を通して明らかにしている。鈴木（2006）は、解釈それ自体が迫害的に受け取られない伝え方の工夫を述べるとともに、防衛を必要とする迫害的な恐怖の理解を伝えることの意義を述べている。解離せざるをえない心的状況そのもの（防衛のありかた）と内容を併せて共有することの大切さである。加えるならば、塚本（1994）で触れられている、パーソナリティに組み込まれている否定性の見立ても求められる。被害感の集積（村尾，2016）、自殺願望を抱えたまま生きていくための被害感情というエネルギーの補給（春日，2018）などの言葉でも述べられているが、否定性の大きさについてのアセスメントの重要性も指摘しておきたい。

なお、被害体験の取り扱いについては「責任」という観点から触れたが、「加害者の被害体験に注目しすぎることは、再犯防止には役立たず…かえって再犯リスクを上げるかもしれない可能性がある」り、加害的要素に触れて傷

つくことを双方が巧妙に避けるリスクも指摘されている（門本，2018）。他者と共存するかかわりを創り出すこと、害ではないものを介するやりとりを通して「害とは何か」を理解すると述べられており、示唆的である。

3-5 おわりに

本稿の後半では、心にその置き場をえない押しつけられた罪悪感が迫害的に回帰し、他者に向けた攻撃行動として表出されること、あるいは解離的に保持されることや自虐的世話役というあり方の形成をみてきた。冒頭に挙げたふたつの例に戻ると、あらためて、実際の被害体験が混在するときの取り扱いの困難がきわだってくる。誰の言葉が語られているかど問い、そのように感じる道筋を丹念にたどり、罪悪感を自分のものにしていくこと、つまり森岡（2009）が述べる、受け身的で閉じた罪悪感の中に「主体を回復すること」が求められよう。事例を通して、実践的な関わり方についての検討を今後も進めていきたい。

付記：本原稿の一部を日本犯罪心理学会東北地区研究会（2020.2.8）において発表し、参加者から貴重なコメントをいただいた。記して感謝申し上げたい。

引用・参考文献

- ピオン, W. R. (1962/1999) 福本修 (訳) 経験から学ぶこと. 『精神分析の方法 I』 pp. 1-116. 法政大学出版局.
- ボストン, M. & スザー, R. (編著) 平井正三・鶴飼奈津子・西村富士子 (監訳) 被虐待児の精神分析的心理療法: タビストック・クリニックのアプローチ. 金剛出版.
- エルマン, M. (2012) 「戦争を生きた子どもたち」: シンポジウム記録より 全体討論. 森茂起・港道隆 (編) 『〈戦争の子ども〉を考える: 体験の記憶と理解の試み』 pp. 217-230. 平凡社.
- フェレンツイ, S. 森茂起・大塚紳一郎・長野真奈 (訳) (1933/2007) 大人と子どもの間の言葉の混乱. 『精神分析への最後の貢献: フェレンツイ後期著作集』 pp. 139-150. みすず書房.
- フェレンツイ, S. 森茂起 (訳) (1985/2000) 『臨床日記』 みすず書房.
- Frankel, J. (2002) Exploring Ferenczi's concept of identification with the aggressor: Its role in trauma, everyday life, and the therapeutic relationship. *Psychoanalytic*

- Dialogues*, 12(1), 101–139.
- フロイト, S. 三谷研爾 (訳) (1916/2010) 精神分析作業で現れる若干の性格類型. 『フロイト全集 16』, pp. 3–35. 岩波書店.
- フロイト, S. 高田珠樹 (訳) (1911/2009) 心的生起の二原理に関する定式. 『フロイト全集 11』, pp. 259–267. 岩波書店.
- Grinberg, L. (1964) Two kinds of guilt: Their relations with normal and pathological aspects of mourning. *The International Journal of Psychoanalysis*, 45(2–3), 366–371.
- グッゲンビュール-クレイグ, A. (1978/1981) 樋口和彦・安溪真一 (訳) 『心理療法の光と影: 援助専門家の《力》』 創元社.
- 廣井亮一 (編) (2012) 『加害者臨床』 日本評論社.
- 法務総合研究所 (2001) 児童虐待に関する研究 (第 1 報告). 法務総合研究所研究部報告 11.
- Howell, E. F. (2014) Ferenczi's concept of identification with the aggressor: understanding dissociative structure with interacting victim and abuser self-states. *The American Journal of Psychoanalysis*. 74(1), 48–59.
- ジェンキンス, A. 信田さよ子・高野嘉之 (訳) (1990/2014) 加害者臨床の可能性: DV・虐待・性暴力被害者に責任をとるために. 日本評論社.
- 門本泉 (2018) 罰せられるべきはだれか: 性虐待と犯罪・非行. *臨床心理学*, 18(5), 533–536.
- 春日武彦 (2018) 被害感情の表出としての自殺: 座間遺棄事件. *臨床心理学*, 18(5), 566–569.
- 北山修 (2002) 押しつけられた罪悪感. 小此木啓吾 (編集代表) 『精神分析事典』 pp. 50–51. 岩崎学術出版社.
- 北山修 (2009) 罪悪感の理解と取り扱い: 「見るなの禁止」を活用して. 北山修・山下達久 (編) (2009) 『罪の日本語臨床』 pp. 54–67. 創元社.
- 北山修・山下達久 (編) (2009) 『罪の日本語臨床』 創元社.
- 厚生労働省 (2015) 児童養護施設入所児童等調査の結果.
- 松木邦裕 (2002) 『分析臨床での発見: 転移・解釈・罪悪感』 岩崎学術出版社.
- 毛利真弓・藤岡淳子・下郷大輔 (2014) 加害行動の背景にある被害体験をどのように扱うか? : A 刑務所内治療共同体の試みから. *心理臨床学研究*, 31(6), 960–969.
- 毛利真弓 (2016) 語りの場と犯罪行動からの離脱. 藤岡淳子 (編) 『アディクションと加害者臨床』 pp. 98–114. 誠信書房.
- 森岡正芳 (2009) 指定討論 2 罪悪感をとらえるにあたっての基本軸. 北山修・山下達久 (編) 『罪の日本語臨床』 pp. 152–156. 創元社.
- 村尾泰弘 (2012) 『非行臨床の理論と実践: 被害者意識のパラドックス』 金子書房.
- 妙木浩之 (2009) 罪悪感さまざま. 北山修・山下達久 (編) 『罪の日本語臨床』 pp. 10–26. 創元社.
- 信田さよ子 (2008) ドメスティック・バイオレンス. 藤岡淳子 (編著) 『関係性における暴力—その理解と回復への手立て』 pp. 31–45. 岩崎学術出版社.
- 信田さよ子 (2012) DV 加害者. 廣井亮一 (編) 『加害者臨床』 pp. 75–83. 日本評論社.
- 沼田あや子 (2018) 発達障害児を育てる母親の迷いの語りの探求: 他者は母親のなにに寄り添うことができるのか. *心理科学*, 39 (2), 44–57.
- 小此木啓吾 (2002) 罪悪感. 小此木啓吾 (編集代表) 『精神分析事典』 pp. 147–148. 岩

崎学術出版社.

- 奥寺崇 (2016) 取り入れをめぐる考察 3 篇: 病態, 分析状況における転移理解と言葉の発生について. 精神分析的な心理療法フォーラム, 3, 43-55.
- ラブランシュ, L. & ポンタリス, J. B. 村上仁 (監訳) (1967/1977) 罪責感. 『精神分析用語辞典』 pp. 150-151. みすず書房.
- Safá-Gerard, D. (1998) Bearable and unbearable Guilt: A Kleinian perspective. *The Psychoanalytic Quarterly*, 67(3), 351-378.
- 鈴木智美 (2002) 無意識の迫害的罪悪感: その治療的取り扱い. 精神分析研究, 50(1), 37-46.
- 田中健夫・今村亨 (2017) 児童自立支援施設職員による「加害者性」と「被害者性」についての認識と関わり. 東京女子大学心理臨床センター紀要, 7, 39-53.
- 塚本嘉壽 (1994) 『タンタロス・コンプレックス: 否定性の深層心理』 行路社.
- 上野加代子 (2017) 福祉の研究領域における構築主義の展開. 社会学評論, 68(1), 70-86.

キーワード

加害者の中にある被害者性、被害者意識、押しつけられた罪悪感、臨床心理学